必勝を期し堂々と闘おう

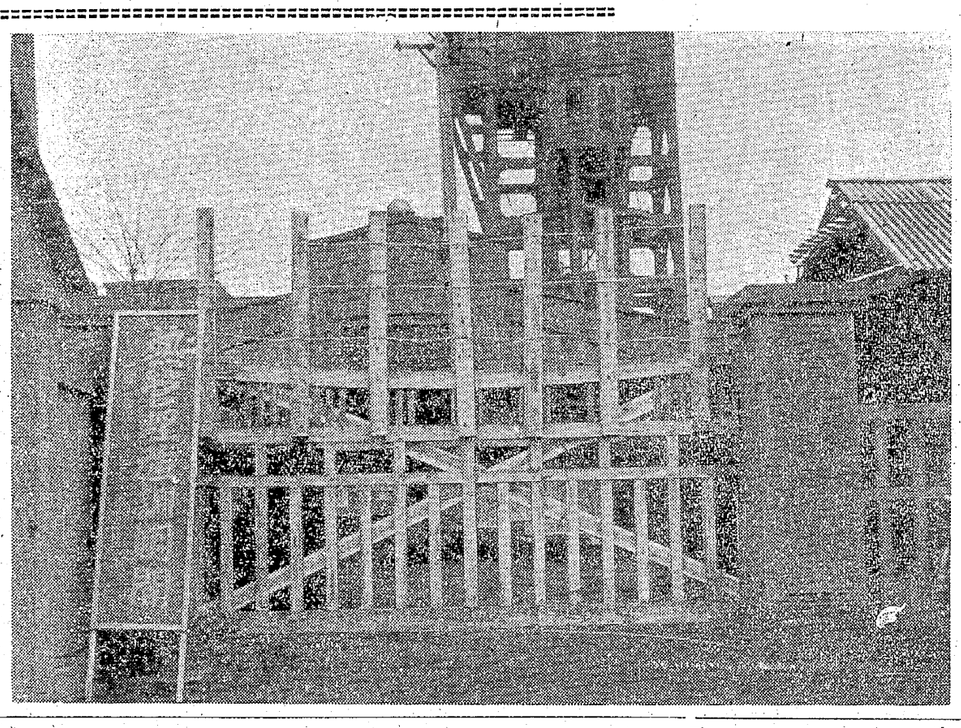

ガッチリ閉ざされた門扉（四山坑で）

組合ブッ潰しに会社必死
遂に ロック・アウトを強行
終始、統制ある行動で勝ち抜け

到達闘争は三月八日全く決裂したが、その後組合は会社がロック・アウトに出てくるであろうことを予想し、十二日午後二時から戦術委員会。午後八時から中央執行委員会を開きロック・アウト対策について討議し執行部の態度を決定したが、翌十三日午後二時から労働会館で開かれた中央委員会は執行部の〝ロック・アウトを受けて起つ〟対策の提案を万場一致確認。最後に富川組合長の団結と激励の挨拶があり万雷の拍手と労働歌高唱の中に中央委員会を終り決戦保安要員差出しについて組合の態度を明らかにした。

三月十四日は会社側のロック・アウト宣言、通告が予想されているため他山他単産から激励や応援の人々や、新聞記者やラジオ記者が詰めかけ異状な空気が漲いゴツゴツ迫り中に、午後三時十五分会社側からロック・アウト通告書が手交されたが、組合側は受領前に口頭で〝到達闘争の部分ストを中止し、十七日一番方から炭労指令に基く部分ストに突入する〟旨を通告し会社側の通告書を受取り、午後六時から鉱業所会議室で会社側に通告書の内容について質問を行い保安要員差出しについて組合の態度を明らかにした。

八日交渉は完全に決裂し、組合と会社は二ラミ合いのまゝ無気味なまでに静かな睨いが続けられて行つたが、十一日会社側は遂然動き出し〝職制員並びに家族の皆さん へ〟と題する檄ポラを各職場にはりめぐらすと共に、新聞折込みとして三万五千枚のビラを全市に配布「この段階での実力行使は争議権の濫用で、労働協約違反である」と組合の切りくずしと市民の世論を喚び起すことに努めたが、組合員からは逆に非難される結果となつている。組合では十二日直ちにこれに対する反ばくビラを新聞折込みとして、闘争の起りから現状に至つた経過を詳細に説明し皆々の実力行使が実に止むを得ないものであることを訴えて市民各層の協力と支援を要請した。

その間会社側は、部課長会議などひんぱんに会合を開いていたが、その微妙な動きの中に会社側が毛布五百枚を購入したなどの情報も入り、組合はいよいよ会社側がロック・アウト強行を決意したものと判断し、十二日午後二時から戦術委員会を開き〝ロック・アウトに対する決戦態勢の確立〟について討議を行い、午後八時から緊急中央執行委員会を招集し本部提案について慎重に討議した結果、ロック・アウト対する執行部の態度を次の通り決定した。

1、会社がロック・アウトを宣言した場合、たゞ単なる口頭、掲示等の場合は平常通り出勤し作業を行う。

2、会社がバリケードを築き立入禁止の仮処分等の告示を行つた場合は、これを強行突破するような行為は行わない。

3、保安要員のための就業命令を会社が出した場合、組合員はこれを拒否すること。

この場合の保安要員については組合の責任において取決める。

保安要員の総引揚は早期に行わない

以上の考えに至つた理由

敵側は、いわゆる巻き返し戦術で三鉱労組を骨抜きにしようとしている。

そのために会社側は、組合が保安要員引揚げや大衆動員を行うよう挑発し組合の弱体化を図り、警察など

書記局便り

十二日　中央執行委員会
〃　三鉱連佐藤法対部長、徳永労働部長来山
十三日　中央委員会
〃　九炭労丸岡委員長来山
十七日　総評岩井事務局長来山

発行所　三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
郵便528 474番
編集兼発行人　山本博國
印刷所　三鉱労組印刷工場
三鑛勞組機關紙

ロック・アウトに備え
決戦態勢を確立
十三日中委会で對策を確認

三月十三日午後二時から労働会館で開かれた中央委員会は、緊張に満ちた雰囲気の中に、午後三時十五分会社側から通告書が手交されたとの報告があり、ロック・アウト宣言を伝えるころには組合本部は四十数名の新聞記者やラジオ記者でゴツゴツ返し……。午後三時十五分会社側から渡辺労働課長、田中懲罰係長が来組し組合長室に入る。記者連はあまり気付いていない。

組合側は午前中から開催中の戦術委員会を中断し富川組合長、久保田副組合長、花園、吉塩両次長が会社代表と会見し口頭で「三月五日以降実施中の各支部、各職場分会のストライキは、三月十七日一番方以降これを中止し、炭労指令第三〇号に基いて三月十七日以降無期限炭搬出拒否の実力行使に入る」旨を通告、会社側のロック・アウト通告書を受取つた。なお組合としては通告書内容に疑義もあるので直ちに団交を申入れ、また会社側からは保安要員その他について協議したいとの通告書の内容に基いて午後五時から保安要員の協議以前の問題を含め会社側と交渉をもつことになつた組合側は戦術委員会を再開し通告書の内容について検討した結果疑義の点について質問を行うことにして会社側との交渉に臨んだ。交渉は午後六時から鉱業所本館第一会議室で会社側から埋人事部長外十六名。組合側は富川組合長外戦術委員会メンバー十本部役員が出席して開かれた。先づ会社側から「保安要員について早急に話し合いたいが組合が通告書に疑義があればその点から入りたい」と発言。そこで組合側から逐次質問を行つたが、その応答は大要次の通り。

組合＝通告書に正常なルールとあるが…

会社＝労使間の慣行や労働協約などの取決めを指している。

苦情処理や支部の事務折衝中に組合が実力行使をかけたのは法（協約?）の精神にもとる行為である。

組合＝既に解決しているものは何ぞ問題の闘争には警官隊や自衛隊まで出動させて組合を取締るという「力づくのファッショ的政策」の姿をみせている。

ロックアウトをして組合側の強行就労や、保安要員引揚げを機会に、富隈と衝突させて、その「ドサクサ」を利用して幹部の検挙や、第二組合を作り組織を分断しようと、お膳立てがされたことは忘れてならない。これは最近の例に徴しても自産自動車、小倉炭鉱、日鋼富士の争議がいずれも物語つている通りである。

しかも今度の場合、緊急調整を利用するかどうかは成り行きを見れば分らないが、混乱に乗じて賃金闘争の終止符を打つことを計画に入れられていると見ねばならない。

もしそうでなければ、三月十九日からストに入るのに、また実行を移さない五日も前に先制的に通告を行うこと自体が問題である。常識が四百五十円出しているのに比べ、大手の十三社に二千五百円（一カ月当り二百八十円弱）しか出していないという誰が見ても問題にならない時期に（会社が好んで使う「誠意」が示されていない時に）むからから早々とロックアウトの実力行使を宣言するとは、どう考えても非常識なのであるが、この点については中央、山元を問わず一本の責任体制に結束されていると分析しなくてはならないであろう。何故かというと、経営者としての立場から更に経営者としての組織を守るためにも責任者を出したくないという見解に一致しているからである。

この意味でこの闘争の問題の解決は、双方共絶対負けられぬ一戦である。

三鑛連内部の態勢

協約違反の問題は三池一山だけでなく三鉱連全体の問題である。従つて、この局面を打開するためには三鉱連の統一行動で闘わなければならないという意志の統一を行つた。然し指令部の問題で早急に情勢を察知しようとしても早くて一週間はかゝるし、態勢が出来たときは炭労の質闘に打ち当るということも考えなければならない。

以上の諸点を考え、現在残されたゞ一つの方法としては賃金カット打破というこんどの炭労闘争の重大な要素を考え、炭労として指令が出せるという見解に立つて指令を要請することになつた。

我方について

現在は最高の圧力がかゝつた状態であり、戦術について何等変更する必要はない。然し当初闘争を始めたときの状態では交渉権の問題で対決になるという点の徹底した分析に欠けていたところがあつたことは率直に認めざるを得ないが、このことはわれわれの既定方針であつたことは間違いない。そこで意志の統一を図め次のように決定した。即ち、今後こういう方式を採用するか否かは組合組織の問題であり、われわれの自由である。然しこのことが違法であり、また今後こういうことが採用出来ないという結果が起ることについては絶対に闘わなければならない。

会社は今後どうでるか

われわれの闘争態勢からくる圧力の加重から分析すれば闘争のヤマとして

1、三鉱連六山が闘争に突入する十三日

2、更に部分ストに突入する十九日

3、炭労賃闘終結時

以上の諸点が一応考えられるが、会社の態度は解決への努力を何かしているように見せかけ、実際には組合に対する徹底した決戦態勢を作ろうとしている。従つて現在の状態はそのための時間稼ぎと見なければならなくなつた。

敵は俗にいう〝巻き返し戦〟を決意したのである。われわれは闘いを組織する場合常に最悪の場合を考慮しなければならないが、現在の状態では通常考えられる解決のヤマは通用しなくなつた。

そこで会社はどんな方法でわれわれに決戦を挑むだろうか。

われわれの部分ストに対抗してロックアウトを断行することは必至であり、権力（警官隊など）の介入により検束を行い指導部をマヒさせ就業命令を乱用して組合の組織を分裂させ動揺させることを狙つたつもりであり、計画的であるといわれても、逆ず言こゝで阻止する必要が感じられたであろう。

第三は企闘以来押されて来た会社の勢力の巻き返しであり、第四は炭労全支部に試みられる十九日からのロックアウトにさきがけて、その対策を三池の実験で察知し、あわよくばこゝで成功して炭労全体にちよう戦したロックアウトを有利に展開しようとねらつたと想像される。このように分析しなければ五日以降の会社の豹変ぶりが理解出来ないし、職場要求の問題を後ろに押しやつて交渉方式にこだわる理由がない。

◇

然しわれわれはそれほど近視眼でありたくない、新聞だけで三池を想像したり人は恐らく大牟田の全市に血の臭いと、炎の色と、嵐の声を感じたであろうが、事実は目を覆う程の静けさであつた筈だ、われわれもそこまでは成長したと自負したい。

今後恐らく第一の作戦で、的を外した経営者は第二の作戦を練つて来るであろう、労協違反などを口実に新たな攻撃も加えることを予想せねばなるまいが、われわれは今次闘争の本質をドウ察して緊張一番組合をする闘いとしなければならない。

現状に対する我々の態度

以上の諸点を分析するとき、組合に対する新しい時期が来たと認識すると共に、炭労全体の闘争の前段としての闘いを認識し、敵は常に〝巻き返し〟を狙つているものであり、われわれは闘いの前進を図ると共にこれに打ち克つことがわれわれの優位性を確立することであることを認識し、あらためて意志の統一を図らねばならない。

1、先づ組織の内部的な結束は勿論、組織上の指導統制権に関する一切の事項の徹底を図る。殊こゝに至つては闘争に対する批判はあるにしても、闘いの後に批判は譲り、闘争の統制を乱すことまた乱れることは敵の待つ最大のチャンスであることを認識しなければならない。

2、これを防止するためには闘争に対する事項の徹底した教宣に全力をそゝぐと共に、大衆闘争の意識を再確認させる必要がある。

3、われわれは事態が紛争し拡大することを望むものではないが敵側を分析してみるとき悪意の事態が発生することを考慮し、そのための準備を行うと共に敵の決戦に応じ得る態勢を確立する決意をしなければならない。

4、権力の介入による挑発には絶対的に避けなければならないし敵が如何なる攻撃の方法を取ろうとも、われわれの闘いは要求そのものにあることを認識し、われわれの闘い及び態度は飽くまでも合法的であり堂々たるものでなければならない。

以上の情勢分析に立つて前記の中央執行委員会の結論を対策として提案。中央委員会は割れるような拍手をもつて満場一致〝決戦態勢確立案〟を確認決定した。

最後に富川組合長が挨拶に起ち、この重大段階に臨み、執行部も決戦機関も組合員も決意を新たにしてしつかりした闘争態勢を組み敵の巻き返しをハネのけなければならない。執行部としては時々刻々の情勢に対応し時宜に適した指令を次々に発するからいかなる指令にもカン然として従つていたゞきたい。

〃保安要員は差出します〃と話合いましよう〃との組合提案に、他山からの業務要員の動員や、就業命令などを準備し組合の保安要員総引揚げに備えていた会社側は完全に〃肩すかし〃をくつた格好で、サゾかしハギシリしてくやしがつたことだろう…。

前進
ロックアウトの意味するもの

三月十四日午後三時半、予想されていたロックアウトの通告を受け取つた、このこと自体は争議行為として、われわれが会社に対して行うスト通告と同じに見られるかも知れないが、会社が敢てこの通告を行つた意味は決して簡単に見過していゝものではない、それはたゞ単に会社が部分ストに対抗して自衛上、われわれの労働力を買わない（工場から締め出す）ということだけではなく、その目的が経済上のやりとりを超えて、組合運動をどう料理するかにおかれているからである。即ち彼等は総評の春季闘争をさして政治的ゼネストとボツたけれども彼等自身が賃金の問題よりも組合弾圧という政治的ストライキを行つたということがより重大な意味をもつわけである。

◇

即ちこのロックアウトは炭労五十四支部に対して行われた意味と、わが三池とに対して行われた意味とを一応区別して考えてみる必要がある。勿論三池の場合も炭労傘下の全支部に対する通告と同じ内容をもつていることは当然であるが、三池の場合には、更に二つも三つもの効果をねらつて出されている事を指摘せねばならない。

先ず炭労の場合であるが、第一の理由として部分ストに対する対抗手段であることはいうまでもない。部分ストが経営者にとつて全く手に負えない厄介な戦術であることは、六三スト以後、この手で苦しめられて来た石炭経営者だけでなく、政府も他産業の経営者もイヤといらほど思い知つた処である、従つて賃金カットで対抗しようとしてみたものゝこれも理論的に技術的に、更には力関係で使いものにならないので、金石労相等の再三の放言にも拘わらずロックアウトに落ちついたと見るべきであろう。

然しそれよりも前述のように、組合弾圧の手段としてロックアウトが登場したことの方が肝心な点である。

言うまでもなく経営者の代弁者である政府が、再三再四声明した中から汲みとれるように、今、実力行使を宣言するとは、どう考えても非常識であり、計画的であるといわれても、逆ず言えるまい。これが総評の主柱たる炭労弾圧の真意である。

◇

次に三池の場合は、この計画がもつと念入りに構成されている、即ち炭労に対する一般的分析と同様、富隈の出動をまつて組織の分裂をねらつたことはいうまでもない、今までの闘争からみても積極的で馬鹿正直で、行動的な三池の組合は必ずこのワナに飛び込むと彼等のソロバンははじかれたに違いない、中でも三鉱労組のために他山よりも三日も前に出されたこの試みは、次の四つの重大な要素をはらんでいると思わねばならない、しかもそれは全資本家の意志でもある。

その第一は炭労の中に占める三池の地位を考えた場合、三池をつぶすことがどのような影響を及ぼすかが計算されたであろう

第二に三池が試みた職場単位の闘争方式（即ち組織活動が大衆に根を下す）が将来に発展することは会社として重大な障害であり、他に波及することは更に由々しい問題であるとしつたが、正午ラジオが中央でのロックアウト宣言を伝えるころには組合本部は四十数名の新聞記者やラジオ記者でゴツゴツ返し……。午後三時十五分会社側から渡辺労働課長、田中懲罰係長が来組し組合長室に入る。記者連はあまり気付いていない。

組合側は午前中から開催中の戦術委員会を中断し富川組合長、久保田副組合長、花園、吉塩両次長が会社代表と会見し口頭で「三月五日以降実施中の各支部、各職場分会のストライキは、三月十七日一番方以降これを中止し、炭労指令第三〇号に基いて三月十七日以降無期限炭搬出拒否の実力行使に入る」旨を通告、会社側のロック・アウト通告書を受取つた。なお組合としては通告書内容に疑義もあるので直ちに団交を申入れ、また会社側からは保安要員その他について協議したいとの通告書の内容に基いて午後五時から保安要員の協議以前の問題を含め会社側と交渉をもつことになつた組合側は戦術委員会を再開し通告書の内容について検討した結果疑義の点について質問を行うことにして会社側との交渉に臨んだ。交渉は午後六時から鉱業所本館第一会議室で会社側から埋人事部長外十六名。組合側は富川組合長外戦術委員会メンバー十本部役員が出席して開かれた。先づ会社側から「保安要員について早急に話し合いたいが組合が通告書に疑義があればその点から入りたい」と発言。

そこで組合側から逐次質問を行つたが、その応答は大要次の通り。

組合＝通告書に正常なルールとあるが…

会社＝労使間の慣行や労働協約などの取決めを指している。

苦情処理や支部の事務折衝中に組合が実力行使をかけたのは法（協約?）の精神にもとる行為である。

組合＝既に解決しているものは何ぞ問題の闘争には警官隊や自衛隊まで出動させて組合を取締るという「力づくのファッショ的政策」の姿をみせている。

ロックアウトをして組合側の強行就労や、保安要員引揚げを機会に、富隈と衝突させて、その「ドサクサ」を利用して幹部の検挙や、第二組合を作り組織を分断しようと、お膳立てがされたことは忘れてならない。これは最近の例に徴しても自産自動車、小倉炭鉱、日鋼富士の争議がいずれも物語つている通りである。

しかも今度の場合、緊急調整を利用するかどうかは成り行きを見れば分らないが、混乱に乗じて賃金闘争の終止符を打つことを計画に入れられていると見ねばならない。

もしそうでなければ、三月十九日からストに入るのに、また実行を移さない五日も前に先制的に通告を行うこと自体が問題である。常識が四百五十円出しているのに比べ、大手の十三社に二千五百円（一カ月当り二百八十円弱）しか出していないという誰が見ても問題にならない時期に（会社が好んで使う「誠意」が示されていない時に）むからから早々とロックアウトの実力行使を宣言するとは、どう考えても非常識なのであるが、この点については中央、山元を問わず一本の責任体制に結束されていると分析しなくてはならないであろう。何故かというと、経営者としての立場から更に経営者としての組織を守るためにも責任者を出したくないという見解に一致しているからである。

この意味でこの闘争の問題の解決は、双方共絶対負けられぬ一戦である。

三鑛連内部の態勢

協約違反の問題は三池一山だけでなく三鉱連全体の問題である。従つて、この局面を打開するためには三鉱連の統一行動で闘わなければならないという意志の統一を行つた。然し指令部の問題で早急に情勢を察知しようとしても早くて一週間はかゝるし、態勢が出来たときは炭労の質闘に打ち当るということも考えなければならない。

以上の諸点を考え、現在残されたゞ一つの方法としては賃金カット打破というこんどの炭労闘争の重大な要素を考え、炭労として指令が出せるという見解に立つて指令を要請することになつた。

我方について

現在は最高の圧力がかゝつた状態であり、戦術について何等変更する必要はない。然し当初闘争を始めたときの状態では交渉権の問題で対決になるという点の徹底した分析に欠けていたところがあつたことは率直に認めざるを得ないが、このことはわれわれの既定方針であつたことは間違いない。そこで意志の統一を図め次のように決定した。即ち、今後こういう方式を採用するか否かは組合組織の問題であり、われわれの自由である。然しこのことが違法であり、また今後こういうことが採用出来ないという結果が起ることについては絶対に闘わなければならない。

会社は今後どうでるか

われわれの闘争態勢からくる圧力の加重から分析すれば闘争のヤマとして

1、三鉱連六山が闘争に突入する十三日

2、更に部分ストに突入する十九日

3、炭労賃闘終結時

以上の諸点が一応考えられるが、会社の態度は解決への努力を何かしているように見せかけ、実際には組合に対する徹底した決戦態勢を作ろうとしている。従つて現在の状態はそのための時間稼ぎと見なければならなくなつた。

敵は俗にいう〝巻き返し戦〟を決意したのである。われわれは闘いを組織する場合常に最悪の場合を考慮しなければならないが、現在の状態では通常考えられる解決のヤマは通用しなくなつた。

そこで会社はどんな方法でわれわれに決戦を挑むだろうか。

われわれの部分ストに対抗してロックアウトを断行することは必至であり、権力（警官隊など）の介入により検束を行い指導部をマヒさせ就業命令を乱用して組合の組織を分裂させ動揺させることを狙つたつもりであり、計画的であるといわれても、逆ず言こゝで阻止する必要が感じられたであろう。

第三は企闘以来押されて来た会社の勢力の巻き返しであり、第四は炭労全支部に試みられる十九日からのロックアウトにさきがけて、その対策を三池の実験で察知し、あわよくばこゝで成功して炭労全体にちよう戦したロックアウトを有利に展開しようとねらつたと想像される。

このように分析しなければ五日以降の会社の豹変ぶりが理解出来ないし、職場要求の問題を後ろに押しやつて交渉方式にこだわる理由がない。

◇

然しわれわれはそれほど近視眼でありたくない、新聞だけで三池を想像したり人は恐らく大牟田の全市に血の臭いと、炎の色と、嵐の声を感じたであろうが、事実は目を覆う程の静けさであつた筈だ、われわれもそこまでは成長したと自負したい。

今後恐らく第一の作戦で、的を外した経営者は第二の作戦を練つて来るであろう、労協違反などを口実に新たな攻撃も加えることを予想せねばなるまいが、われわれは今次闘争の本質をドウ察して緊張一番組合をする闘いとしなければならない。

現状に対する我々の態度

以上の諸点を分析するとき、組合に対する新しい時期が来たと認識すると共に、炭労全体の闘争の前段としての闘いを認識し、敵は常に〝巻き返し〟を狙つているものであり、われわれは闘いの前進を図ると共にこれに打ち克つことがわれわれの優位性を確立することであることを認識し、あらためて意志の統一を図らねばならない。

1、先づ組織の内部的な結束は勿論、組織上の指導統制権に関する一切の事項の徹底を図る。殊こゝに至つては闘争に対する批判はあるにしても、闘いの後に批判は譲り、闘争の統制を乱すことまた乱れることは敵の待つ最大のチャンスであることを認識しなければならない。

2、これを防止するためには闘争に対する事項の徹底した教宣に全力をそゝぐと共に、大衆闘争の意識を再確認させる必要がある。

3、われわれは事態が紛争し拡大することを望むものではないが敵側を分析してみるとき悪意の事態が発生することを考慮し、そのための準備を行うと共に敵の決戦に応じ得る態勢を確立する決意をしなければならない。

4、権力の介入による挑発には絶対的に避けなければならないし敵が如何なる攻撃の方法を取ろうとも、われわれの闘いは要求そのものにあることを認識し、われわれの闘い及び態度は飽くまでも合法的であり堂々たるものでなければならない。

以上の情勢分析に立つて前記の中央執行委員会の結論を対策として提案。中央委員会は割れるような拍手をもつて満場一致〝決戦態勢確立案〟を確認決定した。

最後に富川組合長が挨拶に起ち、この重大段階に臨み、執行部も決戦機関も組合員も決意を新たにしてしつかりした闘争態勢を組み敵の巻き返しをハネのけなければならない。執行部としては時々刻々の情勢に対応し時宜に適した指令を次々に発するからいかなる指令にもカン然として従つていたゞきたい。

會社の意表を衝く
保安要員整然と就労

十四日組合本部は前日と同様に他山や他産業の労組の方々が早朝から激励と応援にかけつけ、そこかしこで場手が交わされている。

組合本部では来客と新聞記者を整理するためデスクの配置換えを行つたが、正午ラジオが中央でのロック・アウト宣言を伝えるころには組合本部は四十数名の新聞記者やラジオ記者でゴツゴツ返し……。

午後三時十五分会社側から渡辺労働課長、田中懲罰係長が来組し組合長室に入る。記者連はあまり気付いていない。

組合側は午前中から開催中の戦術委員会を中断し富川組合長、久保田副組合長、花園、吉塩両次長が会社代表と会見し口頭で「三月五日以降実施中の各支部、各職場分会のストライキは、三月十七日一番方以降これを中止し、炭労指令第三〇号に基いて三月十七日以降無期限炭搬出拒否の実力行使に入る」旨を通告、会社側のロック・アウト通告書を受取つた。なお組合としては通告書内容に疑義もあるので直ちに団交を申入れ、また会社側からは保安要員その他について協議したいとの通告書の内容に基いて午後五時から保安要員の協議以前の問題を含め会社側と交渉をもつことになつた組合側は戦術委員会を再開し通告書の内容について検討した結果疑義の点について質問を行うことにして会社側との交渉に臨んだ。交渉は午後六時から鉱業所本館第一会議室で会社側から埋人事部長外十六名。組合側は富川組合長外戦術委員会メンバー十本部役員が出席して開かれた。先づ会社側から「保安要員について早急に話し合いたいが組合が通告書に疑義があればその点から入りたい」と発言。

そこで組合側から逐次質問を行つたが、その応答は大要次の通り。

組合＝通告書に正常なルールとあるが…

会社＝労使間の慣行や労働協約などの取決めを指している。

苦情処理や支部の事務折衝中に組合が実力行使をかけたのは法（協約?）の精神にもとる行為である。

組合＝既に解決しているものは何ぞ問題の闘争には警官隊や自衛隊まで出動させて組合を取締るという「力づくのファッショ的政策」の姿をみせている。

ロックアウトをして組合側の強行就労や、保安要員引揚げを機会に、富隈と衝突させて、その「ドサクサ」を利用して幹部の検挙や、第二組合を作り組織を分断しようと、お膳立てがされたことは忘れてならない。これは最近の例に徴しても自産自動車、小倉炭鉱、日鋼富士の争議がいずれも物語つている通りである。

しかも今度の場合、緊急調整を利用するかどうかは成り行きを見れば分らないが、混乱に乗じて賃金闘争の終止符を打つことを計画に入れられていると見ねばならない。

もしそうでなければ、三月十九日からストに入るのに、また実行を移さない五日も前に先制的に通告を行うこと自体が問題である。常識が四百五十円出しているのに比べ、大手の十三社に二千五百円（一カ月当り二百八十円弱）しか出していないという誰が見ても問題にならない時期に（会社が好んで使う「誠意」が示されていない時に）むからから早々とロックアウトの実力行使を宣言するとは、どう考えても非常識なのであるが、この点については中央、山元を問わず一本の責任体制に結束されていると分析しなくてはならないであろう。何故かというと、経営者としての立場から更に経営者としての組織を守るためにも責任者を出したくないという見解に一致しているからである。

この意味でこの闘争の問題の解決は、双方共絶対負けられぬ一戦である。

三鑛連内部の態勢

協約違反の問題は三池一山だけでなく三鉱連全体の問題である。従つて、この局面を打開するためには三鉱連の統一行動で闘わなければならないという意志の統一を行つた。然し指令部の問題で早急に情勢を察知しようとしても早くて一週間はかゝるし、態勢が出来たときは炭労の質闘に打ち当るということも考えなければならない。

以上の諸点を考え、現在残されたゞ一つの方法としては賃金カット打破というこんどの炭労闘争の重大な要素を考え、炭労として指令が出せるという見解に立つて指令を要請することになつた。

我方について

現在は最高の圧力がかゝつた状態であり、戦術について何等変更する必要はない。然し当初闘争を始めたときの状態では交渉権の問題で対決になるという点の徹底した分析に欠けていたところがあつたことは率直に認めざるを得ないが、このことはわれわれの既定方針であつたことは間違いない。そこで意志の統一を図め次のように決定した。即ち、今後こういう方式を採用するか否かは組合組織の問題であり、われわれの自由である。然しこのことが違法であり、また今後こういうことが採用出来ないという結果が起ることについては絶対に闘わなければならない。

会社は今後どうでるか

われわれの闘争態勢からくる圧力の加重から分析すれば闘争のヤマとして

1、三鉱連六山が闘争に突入する十三日

2、更に部分ストに突入する十九日

3、炭労賃闘終結時

以上の諸点が一応考えられるが、会社の態度は解決への努力を何かしているように見せかけ、実際には組合に対する徹底した決戦態勢を作ろうとしている。従つて現在の状態はそのための時間稼ぎと見なければならなくなつた。

敵は俗にいう〝巻き返し戦〟を決意したのである。われわれは闘いを組織する場合常に最悪の場合を考慮しなければならないが、現在の状態では通常考えられる解決のヤマは通用しなくなつた。

そこで会社はどんな方法でわれわれに決戦を挑むだろうか。

われわれの部分ストに対抗してロックアウトを断行することは必至であり、権力（警官隊など）の介入により検束を行い指導部をマヒさせ就業命令を乱用して組合の組織を分裂させ動揺させることを狙つたつもりであり、計画的であるといわれても、逆ず言こゝで阻止する必要が感じられたであろう。

第三は企闘以来押されて来た会社の勢力の巻き返しであり、第四は炭労全支部に試みられる十九日からのロックアウトにさきがけて、その対策を三池の実験で察知し、あわよくばこゝで成功して炭労全体にちよう戦したロックアウトを有利に展開しようとねらつたと想像される。

このように分析しなければ五日以降の会社の豹変ぶりが理解出来ないし、職場要求の問題を後ろに押しやつて交渉方式にこだわる理由がない。

◇

然しわれわれはそれほど近視眼でありたくない、新聞だけで三池を想像したり人は恐らく大牟田の全市に血の臭いと、炎の色と、嵐の声を感じたであろうが、事実は目を覆う程の静けさであつた筈だ、われわれもそこまでは成長したと自負したい。

今後恐らく第一の作戦で、的を外した経営者は第二の作戦を練つて来るであろう、労協違反などを口実に新たな攻撃も加えることを予想せねばなるまいが、われわれは今次闘争の本質をドウ察して緊張一番組合をする闘いとしなければならない。

九カ月分で二千五百圓
中央交渉ついに決裂

三月十五日労働大臣は団交再開を要請したが、労使双方団交再開について意見一致。十七日午後三時十五分団交を再開会社側は前回提示した業績手当千八百円を二千五百円に上げる（四～十二月の九カ月分）ので炭労として検討の上本日午後八時までに回答願いたいと提案。

組合側はこの提示案では機関で論議検討出来る額ではない、むしろ会社側で事態解決のため再考感せよと主張、交渉はこれ以上進まなかつた。

また十八日午後今後の交渉について開いた連絡会議では会社側が二千五百円を基礎としての話合いを主張し譲らず、連絡会議は事実上決裂した。

緊迫した時期にあつて指令が長い恵いを論ずるようでは到底勝ち抜けない。御批判は後で充分お受け致しますので、重大段階であることをシツカリはらに入れて如何なる指令をも消化し得るよう皆さんが先頭に起つて総決起していたゞきたい。

と火を噴くような挨拶を送れば会場から一せいに拍手が起り執行部と決議機関が決戦目指してガツチリ結束。企闘以来かつて見たかつた劇的な場面を描き出し、企闘以来歌いつづけてきた「民族独立行動隊の歌」を高らかに歌い午後二時三十分終了した。